

■【トピックス】
祝！10周年！



継続は力なりでこのニュースレターもお蔭様で創刊から10年になりました。これまで毎月発行してきましたが1度も休刊することなく発行し続けられたのは、毎月このレターを楽しみにお待ちいただいている読者の皆様のお蔭です。

この場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございます。それにしてもわれながら10年間もよく続けました。これからも書き続けていきますので応援よろしくお願いします（＾＾）

■【ビジネス・アイ】
節税目的の養子！

社長 「なんか最高裁で相続税の節税目的のため養子が認められたって報道されていたけどどういうことかなあ？」

花野 「はい、まず相続税の計算で相続人の人数により増える各種控除があります。これは実子がいなくても養子の一人分は加算して計算できる規定です。あくまでも税金計算上の話ですが」

社長 「聞いたことあるよ」

花野 「次に、民法には養子縁組を行うためには当事者の双方に『養子縁組をする意思』が必要であるという規定があります」

社長 「それで？」

花野 「この裁判では『相続税の節税が動機』の養子縁組は『養子縁組をする意思』ではないので無効であるか否かが問われたのです。結果は、節税が目的でも有効であるとされました」

社長 「それならどんどん養子にすればいいね」

花野 「ところが、税金に関しては、そんなに簡単ではないんですよ。相続税の条文に『相続税の負担を不当に減少させる結果』となる場合には、養子の数を法定相続人の数に含めないことができることになっているんですよ」

社長 「ということは、法律上その養子縁組は認められるけど、相続税の節税効果はない場合もあるということになるの？」

花野 「はい、今のところそういうことになります。ただ、この判決を受けて変化があるかもしれませんね」

■【今月のキーワード】

養子と相続税

相続税の計算では、法定相続人の数により計算する基礎控除額（1人当たり600万円）などの各種の控除があります。養子の場合、この法定相続人の数に、実子がいる場合には1人まで、実子がいなかった場合には2人まで含めて計算することができます。また、特別養子縁組など特定の養子は、実子としてみなされるため、養子の数の制限の対象にはなりません。ただし、相続税の負担を不当に減少させる結果となる場合には、法定相続人の数に含められない場合もありますので注意が必要です。

■【今月の1冊】

『帳簿の世界史』

ジェイコブ・ソール 著
文藝春秋 ¥1950

ヨーロッパでは、13世紀にはイタリア商人が複式簿記により帳簿をつけていました。これが彼らの繁栄を支えました。

記帳間違いをすぐに検証でき、かつ監査にも役立つ複式簿記がいかに重要か！ヨーロッパの歴史が証明しています。企業経営においてもその重要性は今も変わりありません。正しい会計が繁栄をもたらします！



■【編集後記】

このニュースレター創刊号を見返すと、【ビジネス・アイ】として『投資と消費のお話』を書いて、また【今月の1冊】ではなく【今月の1本】として映画を紹介していました。現在のスタイルになるのは第2号からです。10年前が懐かしいです。

『経営のセカンド・オピニオン』vol.120（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2017.3.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>